

芦 共 発 第 5 号  
2017年5月22日

芦屋市長 山中 健 様  
芦屋市教育委員会教育長 福岡 憲助 様

芦屋市職労・現業労共闘委員会  
共闘委員長 長谷 啓弘

## 申 入 書

貴職におかれましては、日頃より本市の発展及び市民と職員の生活を守るために尽力されていることに心から敬意を表します。

さて、平成29年2月8日に芦屋市職労・現業労共闘委員会に対して示された「市立幼稚園・保育所のあり方」について、これまで二度にわたり当局と協議を行いましたが、現場で働く職員の立場から納得できる説明はなく、労働組合として到底承服できる内容ではありません。何よりも市民、保護者から声高に反対の声も上がっている現状において、この計画が本当に「すべての就学前の子ども達の最善の利益につながる」と言い切れるのか、非常に疑わしいと言わざるを得ません。

芦屋市の伝統ある公立保育及び幼稚園教育を守るため、芦屋市職労・現業労共闘委員会として下記の事項を要求しますので、真摯な対応と誠意ある回答を行うよう申し入れます。

### 記

- 1 今回の計画を一旦凍結し、保護者、地域住民及び現場職員が参加する公開の会議において、再度検討を行い、関係者の理解を深めたうえで実施すること。
- 2 労働組合として公的施設の民営化には反対するものであるが、当局の責任において実施する場合、下記の事項について配慮すること。
  - (1) 自治体が保育行政において果たすべき責任の担保を念頭に、ゼロベースで検討すること。
  - (2) 民営化する保育所に通う児童の精神的負担等を考慮し、引継期間の設定や共同保育の実施等、児童に及ぼす影響を最小限にとどめ、事業を円滑に行うための措置を講じること。
  - (3) 民営化する保育所に通う児童の保護者の権利を最大限に尊重し、原則同意を得

たうえで進めること。同意が得られない場合は、代替措置を講じること。

- (4) 民間事業者を選定する場合には、保護者、地域住民及び現場職員の意見を十分に取り入れ、選定基準を明確にしたうえで、公開の場において選定を行うこと。

- 3 公立認定こども園の定員については、既存施設の定員等に基づく安易な判断を下すのではなく、児童の健全な育成はもちろんのこと、保護者対応も含めた適正な管理、施設の維持、災害時における避難等について複合的に検討したうえで、慎重に決定すること。

また、公立認定こども園の現時点の計画について、早急に下記の内容を示すこと。

- (1) 建物規模、構造、配置
- (2) 職員数
- (3) 管理体制
- (4) 避難計画

- 4 既存施設も含め、民間の幼稚園及び保育園に対する監査体制を強化し、定期監査のみならず、抜き打ち監査の実施等も含めた実効性の高い方法を選定することにより、官民の区別なく、すべての児童が良好な教育及び保育を受けられるようにすること。

- 5 公立幼稚園、公立保育所及び公立認定こども園については、これまでの質の高い保育及び教育水準を維持するため、必要な職員を採用、配置し、今後も児童及び保護者が安心して行政サービスを受けられる体制を構築すること。

以上